

活動計算書

自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日

訂正版

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

(単位:円)

科目	金額	
【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	180,000	
賛助会員受取会費	84,000	264,000
【受取寄付金】		
受取寄付金		590,500
【受取助成金等】		
受取助成金	1,472,413	
受取補助金	27,275,608	28,748,021
【事業収益】		
開発援助人材養成事業収益	2,191,333	
開発プロジェクト実施事業収益	288,923	
技術協力、専門家派遣等事業収益	5,631,540	
開発援助研修事業収益	635,044	8,746,840
【その他収益】		
受取利息	12,347	
為替差益	15,681	
雑収益	5,886	33,914
経常収益計		38,383,275
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給料手当	16,926,892	
講師謝金等	1,047,695	
法定福利費	1,923,937	
人件費計	19,898,524	
(その他経費)		
印刷製本費(事業)	30,601	
プロジェクト等現地経費	14,885,325	
会議費(事業)	19,041	
旅費交通費(事業)	3,049,213	
通信運搬費(事業)	363,263	
消耗品費(事業)	46,854	
賃借料(事業)	38,124	
保険料(事業)	332,530	
租税公課(事業)	200	
支払手数料(事業)	81,801	
為替差損	397,281	
その他経費計	19,244,233	
事業費計		39,142,757
【管理費】		
(人件費)		
給料手当	212,950	
講師謝金等	12,480	
法定福利費	618,781	
福利厚生費	18,042	
人件費計	862,253	
(その他経費)		
印刷製本費	19,001	
現地経費	15,290	
会議費	47,799	
旅費交通費	334,292	
通信運搬費	65,285	
消耗品費	95,988	
賃借料	401,797	
保険料	8,000	
諸会費	70,000	
租税公課	5,990	
支払手数料	22,356	
為替差損(管理)	74,301	
その他経費計	1,160,099	
管理費計		2,022,352
経常費用計		41,165,109
当期経常増減額		△ 2,781,834
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		△ 2,781,834
法人税、住民税及び事業税		1,583
当期正味財産増減額		△ 2,783,417
前期繰越正味財産額		22,731,792
(内次期繰越金)	(15,575,561)	
(内人づくり基金)	(4,600,000)	
(内プロジェクト実施支援基金)	(2,556,231)	
次期繰越正味財産額		19,948,375
(内次期繰越金)	(11,948,375)	
(内人づくり基金)	(5,000,000)	
(内プロジェクト実施支援基金)	(3,000,000)	

貸借対照表

2019年12月31日 現在

特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート

(単位: 円)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(現金・預金)			
小口 現金	393,996		
普通 預金	28,560,884		
現金・預金 計	28,954,880		
(売上債権)			
未 収 入 金	765,376		
売上債権 計	765,376		
(その他流動資産)			
立 替 金	38,170		
仮 払 金	258,703		
その他流動資産 計	296,873		
流動資産合計		30,017,129	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			30,017,129
II 負債の部			
1 流動負債			
未 払 金	508,000		
前 受 金	9,086,851		
預 り 金	473,903		
流動負債合計		10,068,754	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			10,068,754
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		22,731,792	
当期正味財産増減額		△ 2,783,417	
正味財産合計			19,948,375
負債及び正味財産合計			30,017,129

監 査 報 告 書

2020年2月12日

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート
代表理事 西野 桂子 様

特定非営利活動法人
ジーエルエム・インスティテュート

監事 野 中 敏 博



特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュートの定款、第4章第15条4項の規定に基づき、2019年度における理事の業務執行の状況および財産状況について監査した結果、適法かつ正確であることを認めます。

以上